

諮詢番号：令和2年度 諒問第1号

答申番号：令和2年度 答申第2号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

- (1) 請求人が令和元年10月9日付けで行った請求人の依頼者（以下「本件依頼者」という。）の親族に係る戸籍の附票（以下「本件附票」という。）の写しが必要である旨の申出（以下「本件申出」という。）に係る請求書において、本件附票に記載されている者が本件依頼者の傍系親族であり、「財産承継のため予備事項を含む遺言・民事信託作成」のために必要であることが記載されており、特段他の疎明がなくとも、処分庁は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。令和元年法律第16号による改正前のもの。以下「住基法」という。）第20条第3項第1号又は第3号に掲げる者に該当することを理解できる。
- (2) 他の地方公共団体に対して行った同様の利用目的による戸籍の附票の写しが必要である旨の申出においては、特段疎明資料を求められることなく交付されており、処分庁が令和元年10月18日付けで本件附票の写しの不交付決定（以下「本件処分」という。）を行ったことは、「全国一律運用の原則」に反する。
- (3) 本件処分に係る通知書には、本件処分を行った理由として、住基法第20条第3項第3号に該当しないと判断した旨記載されているが、当該判断に至った理由が明らかでない。
- (4) 処分庁は、請求人が本件申出に係る請求書により同時に行った同一人に係る戸籍謄本の交付の請求についても推定相続人に当たらないとして不交付決定を行ったが、正当な理由があると判断するのが正当として職権取消しを行っており、矛盾している。

2 処分庁（札幌市○区長）の主張の要旨

- (1) 本件申出に係る請求書の記載内容からは、本件附票の記載事項をどのような目的及び方法で利用し、その利用がなぜ必要かが具体的に明らかになっていないことから、本件附票の写しを交付しないとした処分庁の判断は正当である。
- (2) 本件処分は住基法の規定に従って行われており、他の市区町村の取扱いによってその適否が左右されることはない。
- (3) 本件処分には、理由の提示について定める行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定は適用されない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

- (1) 事案の概要
 - ア 令和元年10月9日、請求人は、処分庁に対し、本件申出を行った。
 - イ 令和元年10月11日、処分庁が本件附票の写しの利用の目的について請求人に電話で問い合わせたが、処分庁は、請求人から当該目的を具体的に聴取することはできなかった。
 - ウ 令和元年10月18日、処分庁は、本件処分を行い、請求人に対し通知した。
 - エ 令和2年1月15日、請求人は、本件処分に係る審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、本件請求に係る審査請求書には、本件依頼者の親族に係る戸籍謄本の不交付決定に関する記載があるが、本件請求に係る処分は本件処分のみであることを審査庁において確認している。

(2) 判断

ア 本件申出に係る請求書の記載内容は、本件附票の写しの利用の目的が明らかに示されていないものであり、電話連絡においても確認できない以上、処分庁は、本件依頼者が本件附票の記載事項を確認する必要性を認めることができず、本件依頼者が住基法第20条第3項各号に掲げる者に該当すると判断することはできないといえるものであり、処分庁が、請求人に対し、本件附票の写しを交付することが相当と認めることができなかつたことは、社会通念上著しく不合理であったとまではいえず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

イ 本件処分については、住基法の規定に従って適法かつ正当に行われている以上、他の市町村において戸籍の附票の写しが交付されたことをもって、本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。

ウ 本件処分については、理由の提示について定める行政手続法第8条を含む同法第2章の規定は適用されないから、理由の提示の有無が本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。

エ 戸籍謄本の不交付決定の取消しとの関係について、戸籍の記載事項と戸籍の附票の記載事項は異なるもので、それぞれ利用目的と記載事項の関係を個別に判断すべきものであり、その結果、異なる取扱いがされることはある得るものであることから、処分庁が戸籍謄本の不交付決定の取消しをしたことをもって、本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和2年）

1月22日	審査庁（札幌市長）が、本件請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
2月18日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
3月24日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
4月22日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
4月30日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和2年）

5月28日	審査庁が、本審査会に諮問
7月6日	第1回調査審議（令和2年度第2回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票について、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者（住基

法第 20 条第 3 項第 1 号)、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者(同項第 2 号)、③①及び②のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者(同項第 3 号)のいずれかから事件又は事務の依頼を受けた特定事務受任者(住基法第 12 条の 3 第 3 項の特定事務受任者をいう。以下同じ。)から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができるとされている(住基法第 20 条第 4 項)。この申出は、特定事務受任者の受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならないとされている(住基法第 20 条第 5 項において読み替えて準用する住基法第 12 条の 3 第 4 項第 4 号)。

これは、特定事務受任者の受任している事件又は事務の依頼者が前記①から③までのいずれかに該当するかどうかを市町村長が判断するために明らかにするものであり、例えば「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、戸籍の附票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要するものであり、具体的には、自己の権利行使のために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある場合は権利の発生原因及び内容並びに権利の行使のために戸籍の附票の記載事項の確認を必要とする理由を、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある場合は戸籍の附票の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする理由を明らかにさせることを要するとされている(住民基本台帳事務処理要領について(昭和 42 年 10 月 4 日付け法務省民事甲第 2671 号、保発第 39 号、府保発第 22 号、42 食糧業第 2668 号(需給)、自治振第 150 号 法務省民事局長、厚生省保険局長、社会保険庁年金保険部長、食糧庁長官、自治省行政局長通達。以下「事務処理要領」という。) 第 3 の 3 (1) アにより準用する第 2 の 4 (3) ① ア(7) D)。

裁判例においても、第三者による住民票の写しの交付に係る申出においては、申出者において、利用の目的を具体的に明らかにした上、自己の権利や義務があることを説明すべきことが予定されているのであって、個人のプライバシーの保護と公証制度としての意義に鑑みると、上記の申出が相当と認められるためには、申出者にその主張する権利や義務があることの蓋然性が認められ、かつ、申出者が明らかにした利用の目的に照らし、当該権利行使し、又は当該義務を履行するために、当該住民票の具体的な記載事項を確認する必要性が認められなければならない(平成 28 年 9 月 27

日東京地方裁判所判決)とされているところ、第三者による戸籍の附票の写しの交付に係る申出についても、第三者による住民票の写しの交付に係る申出において明らかにすべき事項等についての各規定を準用している(住基法第20条第5項)ことから、同様に解することが相当であると考えられる。

また、住基法の規定により市町村長がする処分については、行政手続法第2章及び第3章の規定は適用されないこととされている(住基法第31条の2)。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、市町村長が行うこととされている戸籍の附票の写しの交付に関する事務は区長が行うこととされており、区長がする処分についても行政手続法第2章及び第3章の規定は適用されないこととされている(住基法第38条第2項及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。令和元年政令第183号による改正前のもの)第31条第2項)。

さらに、住基法の規定に基づき区長が行う事務は自治事務(地方自治法第2条第8項に規定する自治事務をいう。以下同じ。)とされている。

ところで、住基法については、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民票及び戸籍の附票の写しの交付について、何人も請求できるとした制度を見直し、第三者による請求については相当と認める場合に限って認めることが適當である(住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書(平成19年2月)参照)との考え方で住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成19年法律第75号)により改正されており、当該改正に係る法案について「住民票の写し等の交付制度については、個人情報保護の観点から、厳格な運用を確保すること」との衆議院総務委員会による附帯決議が付されている。

こうした住基法の改正の趣旨及び経緯や前記裁判例、事務処理要領等を踏まえると、特定事務受任者による戸籍の附票の写しが必要である旨の申出を相当と認めるかどうかについては、当該特定事務受任者が受任している事件又は事務の依頼者が住基法第20条第3項各号に掲げる者に該当するかどうか、当該写しに係る利用の目的等が明らかにされているかどうかなどの観点から総合的に判断を行うべきであり、市町村長の判断には、これらの基準に照らした一定の裁量が認められているとともに、この判断を行うに当たり、同項各号の該当性や当該利用の目的等が明らかでない場合は、市町村長において、当該特定事務受任者に対し、これらを具体的に明らかにすること

を求めることができるものと解される。

そこで、本件について見ると、本件申出に係る請求書には、本件依頼者と本件附票に記載されている者との関係として「甥（受遺者）」と、権利又は義務の発生原因及び内容として「特定事務受任による財産管理承継処分業務のため」と、権利の行使又は義務の履行のために戸籍・住民票等の記載事項の確認を必要とする理由として「財産承継のため予備事項を含む遺言・民事信託作成」とそれぞれ記載されている。

この点、本件附票の写しは前記記載の業務を行うに当たって必ずしも必要とされるものではなく、他の公的機関等から本件附票の写しの提示又は提出を求められたこと等を客観的に裏付ける資料等が提出されているなどの事情も認められない中で、処分庁は本件附票の写しの利用の目的が明らかでないとして、請求人に対し電話で連絡を行ったが、請求人との間でやり取りがあったものの、請求人から本件附票の写しの利用の目的を具体的に聴取し、明らかにすることはできなかったということである。

以上のような事実関係において、前記の住基法の改正の趣旨及び経緯等に鑑みると、処分庁が、本件依頼者について本件附票の記載事項を確認する必要性を認めることができず、これにより本件依頼者が住基法第 20 条第 3 項各号に掲げる者であると判断することができないとして本件処分を行った処分庁の裁量判断は、これを社会通念上不合理であるとまではいえず、したがって、本件処分を違法又は不当と評価することはできないというべきである。

なお、請求人は、第 166 回国会衆議院法務委員会における国務大臣の発言を引用して「全国一律運用の原則」に反すると主張しているが、当該委員会において議題とされていたのは戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の改正案についてであり、住基法に基づく本件処分について「全国一律運用の原則」が存在することを前提とする請求人の主張はその前提において理由がない上、戸籍法の規定により市町村が処理することとされている事務は、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律に特に定める第一号法定受託事務（地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号及び第 10 項並びに別表第 1 並びに戸籍法第 1 条第 2 項）であるところ、戸籍の附票の写しの交付に関する事務は前記のとおり住基法に基づく自治事務であるのであり、自治事務については、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない（地方自治法第 2 条第 13 項）とされているなど、戸籍法の規定による事務と住基法の規定による事務とは取扱いを異にするものであ

ることから、この点からも「全国一律運用の原則」に係る主張は失当である。

また、仮に自治事務である住基法の規定による事務に「全国一律運用の原則」があるとしても、本件処分については、住基法の規定に従って適法かつ正当に行われている以上、他の市町村において戸籍の附票の写しが交付されたことをもって、本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。

さらに、請求人は本件処分を行うに至った理由が明らかでない旨主張しているが、前記のとおり、本件処分については理由の提示について定める行政手続法第8条を含む同法第2章の規定は適用されず、他に理由の提示を求める規定も存在しないことから、理由の提示の有無やその程度が本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。

加えて、請求人は前記第2の1(4)のとおり、戸籍謄本の交付の請求と取扱いが異なることは矛盾していると主張しているが、戸籍の記載事項と戸籍の附票の記載事項は異なり、それぞれ利用目的と記載事項の関係を個別に判断するべきものであって、その結果、異なる取扱いがされることもあり得ることであるから、処分庁が戸籍謄本の不交付決定の取消しを行ったことをもって、本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員（会長） 岸 本 太 樹

委 員 林 賢 一

委 員 片 桐 由 喜